		日	号外	ページ
二六三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	九	222	三二
二六四	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	九	222	三二
二六五	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	九	222	三三
二六六―二七三	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九	222	三三
二七四	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一	224	九
二七五―二七七	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一一	224	一五
二七八	平成三十年七月豪雨に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件	一一	224	一六
二七九	平成三十一年三月十八日から発行を開始する日本銀行券千円の様式を定める件	一七	228	一〇六
二八〇	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	一八	二	一一
二八一	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までの輸入数量を告示する件	二九	237	一一
二八二	平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件	三一	二	二
二八三	平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一	二	二
二八四	平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件	三一	二	二
一	**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省** 昭和四十七年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号の一部を改正する告示	三	216	七
一四	**財務省、農林水産省** 食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件	一七	228	一〇九
一五	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八	三	三
二〇	**国税庁** 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件	一七	228	二二
二一	北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件	一七	228	二二
二二	平成三十年七月豪雨による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件	一七	228	二二
二三	岡山県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件	一七	228	二二
二四	国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件	二六		三
二五	酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件	二九		一
	文部科学省	三〇		三
一八四	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示	九		三
一八五	平成三十一年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示	九		三
一八六―一八八	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一一	224	一八
一八九	史跡に指定する件	一五	226	三
一九〇	名勝に指定する件	一五	226	四
一九一	天然記念物に指定する件	一五	226	六
一九二	特別史跡に地域を追加して指定する件	一五	226	七
一九三	史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件	一五	226	七
一九四	史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件	一五	226	九
一九五	史跡に地域を追加して指定する件	一五	226	九
一九六	名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件	一五	226	一四
一九七	天然記念物に地域を追加して指定する件	一五	226	一四
一九八	記念物を登録記念物に登録する件	一五	226	一四
一九九	文化的景観を重要文化的景観として選定する件	一五	226	一四
二〇〇	文化的景観に地域を追加して選定する件	一五	226	一四
二〇一	平成三十年文部科学省告示第四十二号及び平成三十年文部科学省告示第百七号の一部を改正する告示	一六		四
二〇二	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件	一六		四
二〇三	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二三	233	二
二〇四	重要文化財を国宝に指定する件	三一	239	七
二〇五	重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件	三一	239	八
二〇六	重要文化財を分割して指定する件	三一	239	八